

第 2 次（中期）	
基本方針	美しいふるさとの自然環境を守り次代に継承するまち

施策・計画	
	取組内容
ごみ減量化・再生利用促進施策	
	ごみの減量化、再資源化は、市民事業者行政の3者が一体となった 4 Rの推進
①リフューズ（購入拒否）	
	買い物袋を持参し、レジ袋を断る。
	過剰包装や不要な包装を断る。
	弁当などの購入の際には、割り箸スプーンなどを断る。
	商品の過剰包装を抑制自粛する。
②リデュース（発生抑制）	
	使い捨て商品より長く使えるものを購入する。
	安いからといってむやみに物を買わない。使う物、使う量だけ購入する。
	コンポストによる生ごみ堆肥化等、適正な自家処理に努める。
	製品の長寿命化省資源化に関する開発を行う。
	廃棄物になるべく出ない生産工程、製品等への改善を行い、廃棄物発生量の削減に努める
	多量排出事業者の把握に努めるとともに、事業者に対する排出抑制資源化等に関する指導を行う。
	食材の買いすぎや作りすぎに注意する。
	市広報誌やホームページを活用した定期的な情報発信や、職員まちづくり講座や処分場見学会などの様々な機会を活用した環境教育活動を積極的に推進し、市民、事業者に対して量質共に訴求力のある4 R 啓発事業を展開する。
	コピー用紙の両面使用などを行い、オフィスでの紙ごみの発生量を削減する。
	効率的なごみ処理システムの構築を図るための施策の検討を行う。
	その他リサイクルの推進、廃棄物の排出抑制策につながる施策の検討を行う。

③リユース（再使用）	
	洗って何度も使えるリターナブル容器のものを購入する。
	壊れたものはできる限り修理して使う。
	詰替商品の販売を促進する。
	古くなった木綿製品などは、家庭で雑巾として再利用する。

各種リサイクル関係法令の適用	
	不燃ごみについては、収集物の中に空きカン空きビンなど再資源化可能なものの混入が見受けられるため、適正分別に向けた広報啓発を継続的に行う必要がある。

第3次（案）	
基本理念	美しいふるさとの自然環境を守り次代に継承するまち

基本方針	
	施策
	取組内容
1 ごみの発生抑制、再使用の促進	
	1 リフューズ（購入拒否）、リデュース（発生抑制）の促進
	1 生活系ごみの発生抑制の取組
	マイバックを利用し、レジ袋を利用しない
	過剰包装や不要な包装を断る
	安いからといってむやみに物を買わず、使う物、使う量だけ購入する
	使い捨て商品より長く使えるものを購入する
	使い捨て製品の使用を控える
	コンポストによる生ごみ堆肥化等、適正な自家処理に努める
	2 事業系ごみの発生抑制の取組
	製品の長寿命化・省資源化に関する開発を行う
	廃棄物になるべく出ない生産工程、製品等への改善を行い、廃棄物発生量の削減に努める
	循環型社会（SDG s）の観点に合わない一般廃棄物としての処理について、食品残渣を含め、資源化・再利用するよう努める
	排出事業者において、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理し、循環型社会に貢献する
2 食品ロスの削減	
	1 市民・事業者等と連携した取組みの促進
	食材の買いすぎや作りすぎに注意する
	手前どりをを行い、賞味・消費期限の短い商品を購入する。
	量り売りを推奨する
	子どもや小食な人でも食べられる少量メニューの提供を促進する
	2 食品ロス削減を促す啓発活動の推進
	他都市で採用されている施策等について情報収集を行い、本市での採用に関して検討を行う
	食品ロス削減についての学習機会を提供する
3 リユース（再使用）の促進	
	1 リユースの促進
	洗って何度も使えるリターナブル容器のものを購入する
	壊れたものはできる限り修理して使う
	古くなった衣類やタオルなどは、家庭で雑巾として再利用する
	詰め替え商品の利用を促進する
	所属部署で不要となった利用可能なものは、他部署で活用する
4 啓発活動の推進	
	1 市民・事業者への啓発活動の推進
	市広報紙やホームページ等を活用した定期的な情報発信を行う
	出前講座や施設見学会などの様々な機会を活用した環境教育活動を推進する

施策・計画	
	取組内容
④リサイクル（再生利用）	
	古紙類については、古紙再生資源業者などへの引取りを委託し、資源化に努める。
	集団回収等、地域の実践に対する助成を必要に応じて行う。
	食品残渣のリサイクルに努める。
	「エコマーク」など環境ラベルのついた商品を購入する。
	グリーン購入を市が率先して行い、庁舎内でのリサイクル商品の利用を推進する。
	再生原料使用商品の販売を促進する。
	ごみの分別ルールを守り、資源回収に協力する。

各種リサイクル関係法令の適用	
	硬質廃プラスチック類、金属類、家電類の資源化目的の分別搬出処理、なべ、やかん等小型の金属類の分別収集、古着类等繊維系の資源化に向けた分別排出の検討を続ける
	事業系食品残渣の排出状況の把握に努め、事業者に対する情報の提供を行うとともに事業系食品残渣の削減及び再生利用を促進していく。
	計画的な容器包装廃棄物の分別収集を行っていくこととするが、さらに紙箱や包装紙などの「その他の紙製容器包装」を含め、容器包装の分別収集の拡大について検討していくこととする。
	小型家電の無料回収及び拠点回収について回収形態を再検討する。
	リサイクルの向上と最終処分量の削減を目的として、継続して収集品目の見直しを行う。

②リデュース（発生抑制）再掲	
	コピー用紙の両面使用などを行い、オフィスでの紙ごみの発生量を削減する。
	効率的なごみ処理システムの構築を図るための施策の検討を行う。
	その他リサイクルの推進、廃棄物の排出抑制策につながる施策の検討を行う。

その他の方針	
	京都府における不法投棄等特別対策と連動し、不法投棄等撲滅京都府民会議など関係団体との連携を持ちながら、市民事業者に対する啓発、違法行為の情報収集分析、監視パトロールの強化、行為の中止改善指導などを強めるとともに、市民事業者行政の協働により不法投棄を許さない地域づくりと早期発見通報体制の確立を目指す。
	災害時などにおける広域的処理に関する事項について、市単独あるいは通常の処理体制では対応できないような廃棄物の一時多量発生が懸念されることから、一時仮置き場の想定のほか、近隣市町村との共同処理体制の確立に努める

基本方針		
	施策	取組内容
	2 分別排出・リサイクル（再生利用）の促進	
	1 分別収集対象品目の拡大検討	
	1 分別ごみ拡大によるごみの減量・資源化の促進	
	既に実施しているプラスチック容器包装の資源化に加えて、製品プラスチックについても資源化に向けた検討する 廃棄物処理法第11条2項に規定されている産業廃棄物を新たに分別収集対象品目とするか検討する	
	2 古紙・食品残渣の再資源化の促進	
	1 古紙回収の促進	
	雑がみの分別回収を促進する	
	古紙再生資源業者などへの引取りを委託し、資源化に努める	
	コピー用紙の両面使用などを行い、紙ごみの発生量を削減する	
	2 食品残渣の再資源化の促進	
	回収団体による廃食用油の回収を促進する	
	食品残渣のリサイクルに努める。	
	3 リサイクルの促進	
	1 リサイクル製品の購入・販売の促進	
	「エコマーク」など環境ラベルのついた商品を購入するなど、グリーン購入を行い、リサイクル商品の利用を促進する	
	再生原料使用商品の販売を促進する	
	2 回収拠点の利用の促進	
	市各庁舎、図書館・地域公民館、廃棄物処理施設に小型家電回収ボックスを設置し、拠点回収を行う	
	必要に応じて無料回収及び拠点回収について回収形態を再検討する	
	購入店舗の引き取りやその他引き取り拠点の設置で家電リサイクルの推進を図る	
	3 ごみの適正処理に向けた体制の構築	
	1 効率的なごみ処理システムの検討	
	1 効率的なごみ処理システムを検討する	
	効率的なごみ処理システムの構築を図るための施策の検討を行う	
	その他リサイクルの推進、廃棄物の排出抑制策につながる施策の検討を行う。	
	2 収集方法の変更についての検討	
	拠点回収を行っているプラスチック、ペットボトル、缶、びん等について、収集効率の向上等を目的としてステーション収集への変更を検討する	
	4 不法投棄対策及び災害廃棄物対策の強化	
	1 不法投棄対策	
	1 不法投棄対策の推進	
	市民・事業者・行政の協働により不法投棄を許さない地域づくりと早期発見通報体制の確立を目指す	
	警察署や保健所などの関係機関と連携し、不法投棄防止対策に取り組む	
	各種団体等が行うボランティア回収等へ、用具の貸出し、受入施設の臨時開設等、積極的に支援を行う	
	2 災害時の廃棄物処理	
	1 災害廃棄物処理の体制整備	
	一時仮置き場の想定のほか、近隣市町村との共同処理体制の確立に努め、災害廃棄物処理計画の策定及び改訂、各種協定の締結等、体制整備を進める	